

天津大野木マイツニューズレター

2010年04月号

2010年4月12日 担当:安達友信

2009年度企業所得税申告留意点

年度会計監査が終了し、企業所得税の年度確定申告の時期がやってきました。

本年も先月より各地区の税務局より、2009年度確定申告に関する留意事項が公表されておりますので、T E D A地域の内容を中心に主な項目をご紹介します。(その他の地域も概ね同じ内容となっております。)

1. 申告期限：2010年3月1日から5月31日まで。

2. 申告書類

①企業所得税年度申告書及び附表	②税務師事務所監査報告書(※1)	③年度決算書
④年度会計監査報告書	⑤備案事項資料	⑥企業所得税優遇政策明細表
⑦総括納税分公司分配表	⑧企業年度関連取引報告表	⑨その他資料(※2)

(※1) 繰越欠損金を当年度課税所得から控除する場合、連続3年以上欠損会社や当年度欠損額が10万元超の会社は2008年度年検に合格している税務師事務所の税務監査報告書の添付が必要とされている。但し、外商投资企业については会計監査報告書を提出している場合、税務監査報告書は不要とする地域もあり。

(※2) 資産損失の税前控除の適用を受ける企業や各種優遇税制を享受する企業は各規定で要求する書類

3. 企業所得税計算に関する注意事項

各地域の税務局より公表若しくは配布されている2009年度企業所得税関連政策規定案内において、企業所得税計算上留意すべき事項として列挙されているもののうち主な事項は以下の通り。

1. 支払借入利息	非金融企業からの借入金に対し支払う借入利息は、同時期の金融機関が設定する基準利率に相当する利息水準を超える部分は損金不算入。
2. 防暑降温費・冬季取暖費	それぞれ標準額以内は損金算入でき、標準額を超過する部分は従業員福利費に含めて処理する。 防暑降温費の標準額は、一人月78元(6~9月計312元)、冬季取暖費の標準額は一人520元
3. 業務用通信費	毎月300元以内は合法的な原始証憑をもって損金算入ができる。 現金支給方式の通信費は、従業員給料(給与所得課税)若しくは従業員福利費として処理する。
4. 資産損失	企業資産損失税前控除管理弁法(津国税函[2009]81号)の規定に基づき税務局の事前承認が必要な資産損失については、資産損失時或いは年度終了後45日以内に税務機関に資産損失申請を行う。税務師事務所の資産損失監査報告書を添付。(2009年度分については会計士事務所の資産損失監査報告書も可)
5. リース車両	経営資質を有する機構および個人との間における車輛リースは、契約書及び合法的な証憑をもって損金算入できる。
6. 中古固定資産	中古固定資産の減価償却における耐用年数は以下の通り。 ①売却方から当初取得時の発票や固定資産管理資料を受領できる場合・・・残存耐用年数 ②売却方からの関連資料は取得できないが、資産評価機関の評価報告書を取得する場合・・・使用可能年数若しくは法定耐用年数△使用経過年数 ③①及び②以外・・・法定耐用年数
7. 旅費交通費	社内に「出張・旅費規定」を完備し、当該規定に基づく支出であり出張期間及び場所等に関する証明書類があるものは損金算入できる。
8. 社宅	会社名義で契約している社宅は、合法的証憑をもって福利厚生費として処理する。

※企業所得税法及び企業所得税法实施条例で損金算入に限度額が設けられている主な事項

- ①従業員福利支出の損金算入限度額・・・賃金給与総額の14%
- ②労働組合経費の損金算入限度額・・・賃金総額の2%
- ③従業員教育費の損金算入限度額・・・賃金給与総額の2.5%。ただし超過額は翌年繰越可。
- ④交際費の損金算入限度額・・・発生額の60%。ただし当年度売上の0.5%を上限。
- ⑤広告費・宣伝費の損金算入限度額・・・当年度売上の15%。ただし超過額は翌年繰越可。
- ⑥公益性寄附金の損金算入限度額・・・政府が定める公益性寄附金であり、かつ税引き前利益の12%
- ⑦引当金・・・税務局未認定の引当金は損金不算入。

企業所得税確定申告書を提出する前に、自社の税務調整事項について一度確認された方が良いでしょう。

(完)